

税制調査会（第18回総会）議事録

日 時：平成30年10月17日（水）14時00分～16時01分

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○中里会長

それでは、第18回税制調査会を開会いたします。

本日は、前回に引き続いて納税実務について議論を進めるとともに、資産課税と国際課税についても議論させていただこうと思います。

まず納税実務についてですが、前回、事務方から経済社会のICT化を踏まえた納税環境の変化等について説明がございましたが、その際、岡村委員から、新しい経済活動が出てきたときの自主申告をどのように促進していくかが重要である旨の御指摘をいただきました。また、仮想通貨取引に関する関連団体との協力など、具体的な取組みについて、もう少し詳しく御説明をいただきたいといった御意見も頂戴しました。

そこで、本日の総会では、そうした自主的な適正申告を促すための具体的な取組みについて、事務方からまず報告をいただいた上で、委員の皆様から御意見を頂戴したいと思います。

続いて、二番目に資産課税についてですが、資産課税をめぐる経済社会情勢や諸外国の税制との比較等について説明を受けた後、資産再分配機能の適切な確保や、資産移転の時期の選択に、より中立的な制度の構築に向けて委員の先生方から御意見、御質問を頂戴したいと思います。

三番目に国際課税については、BEPSプロジェクト等をめぐる最近の国際的な動向について御説明を頂戴した後、委員の先生方から御意見や御質問をお受けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日もペーパーレス会議とさせていただいておりますので、御理解と御協力、よろしくお願いいたします。

ここでカメラの皆様は、御退室をお願いいたします。

（カメラ退室）

○中里会長

それでは、議題に入りたいと思います。

まず、納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について～自主的な適正申告を促すための取組みについて、財務省から説明をお願いしたいと思います。

税制第一課、大柳企画官、よろしくお願いいたします。

○大柳主税局税制第一課企画官

よろしくお願いいたします。

資料、総18-1を御覧ください。

会長から御指摘いただきましたが、前回、岡村委員からいただいた御指摘を踏まえ、

新しい経済取引についての自主的な適正申告を促す各種の取組について、簡単に御紹介させていただきます。

3 ページ、4 ページは昨年の中間報告の抜粋です。前回の資料にもつけさせていただきましたので、説明は省略させていただきます。

5 ページ、こちらも前回御説明させていただきましたが、左の欄、シェアリングエコノミー全般ということですが、現在、平成29年6月からシェアリングエコノミー協会が自主的に認証制度を開始している。業界の自主ルールとして利用者の本人確認の実施を取り入れたりしています。

右の欄、民泊ですが、平成29年6月に住宅宿泊事業法が成立しまして、今年6月から施行されております。内容ですが、民泊のホストにつきまして、都道府県知事への届出を義務化するとともに、事業者の登録情報や実際の宿泊者数などはデータベース化されておまして、データベースについて国税当局を含む関係行政機関で情報を共有する仕組みができています。

8 ページ、シェアリングエコノミーの仕組みということで、皆様、もう御承知かと存じますが、御案内のとおり、真ん中の緑のところですが、プラットフォーム業者が仲介者となってマッチングや決済代行の機能を担いつつ、主に個人間で財・サービスが直接提供される仕組みです。

9 ページが住宅宿泊事業法の概要です。先ほど御説明しましたが、ホストと言われる住宅宿泊事業者は、都道府県知事に届出をする。管理業者は国交大臣に登録をする。そして、仲介業者は観光庁長官に登録をするということになっておまして、この三者が情報共有をする仕組みになっております。

10 ページがその仕組みですが、それぞれの登録情報が、観光庁が運営いたします民泊制度運営システムの方に情報が集約されまして、下に書いてありますとおり、氏名、住所や物件所在地のほか、定期報告情報として宿泊提供日数や宿泊者数、このようなものにつきまして関係行政機関に情報が提供されます。

11 ページは仮想通貨ですが、こちらも前回説明したとおりです。平成29年4月に改正資金決済法が施行され、その後、平成29年12月に国税庁が仮想通貨に関する所得の計算方法について公表、そして、確定申告が行われ、仮想通貨を含む雑収入が1億円以上だった方が331件あったということです。現在、研究会を開催しています。

12 ページは資金決済法の概要ですが、マネロン規制など利用者保護といった手続きが導入されています。

13 ページ、国税庁が昨年12月に公表した仮想通貨に関する所得の計算方法です。

14 ページが平成29年分の申告で、仮想通貨を含む雑所得が1億円以上の方は331名であったということです。また、確定申告の前後で、所得計算や確定申告方法が複雑であるなど、より簡便に計算できないかという声がありました。そこで、今年の4月ですが、国税庁では金融庁の協力も得ながら、仮想通貨関連団体とともに納税者自身

による適正な納税義務の履行を後押しする環境整備について検討する研究会を設置いたしております。

主な協議事項ですが、15ページの下の方の①です。仮想通貨交換業者から顧客に対する申告に必要な情報の提供について協議を行っています。

16ページがイメージです。まず仮想通貨交換業者から取引データを納税者へ提供し、納税者において専用アプリにデータを取り込みまして、さらに確定申告書を作成する、e-Taxで申告をするのが一般的ですが、不慣れな納税者の方は、税理士経由でそのようなことができるように納税者の方に年間取引報告書のようなものを交付していただいて、税理士経由で申告をするということです。

仮想通貨やシェアリングエコノミーなど、取引を仲介する第三者がいるようなケースにおきましては、国税当局が第三者と協力し、納税者が申告に必要な情報を入手できるといった環境整備を行うことが適正申告に向けた一つの方策ではないかと考えられます。

続きまして、金密輸事件です。近年、訪日外国人が増加しているところですが、消費税の脱税を目的とした金の密輸が急増しております。装飾品や部品に加工して隠匿するなど、手口も巧妙化しています。

手口ですが、17ページの右下を御覧いただきたいのですが、海外から金を密輸し、本来であれば輸入したときに消費税を納めていただく必要がございますが、それを密輸して納めない。その後、日本国内に持ち込んだ金を業者に売却して、消費税込みでもらって、利益を得るというスキームです。

現在、金買取業者は、一回200万円超の地金を個人から買取りした場合は、代金の支払いに関する法定調書を税務署に提出することが仕組みられておりますが、200万円以下とするように分割して取引をした場合には調書対象と当然なりません。これを利用して、国税による捕捉を免れている事例も把握されております。

現在、財務省関税局は「ストップ金密輸」対策で各種の取組みを進めています。昨年の税制改正におきましては、罰則の強化も行われています。国税の調書、先ほどの法定調書は適正な譲渡所得課税を図る観点から設けられていますが、このような観点に加えまして、消費税の脱税行為の早期探知の観点から、金地金取引に目を配っていく必要もあると考えられます。

続きまして、国税当局の取組みです。

国税庁が昨年、この場で説明した「税務行政の将来像」にも記載されておりましたが、グローバル化やICT化の著しい進展、業務量の増加、適正手続の要請、職員数の減少といった税務行政を取り巻く環境変化に伴い、限りある人的資源をより効率的かつ効果的に利用する要請が高まってきております。対応としまして、国税当局ではICTを活用して納税者の利便性向上を図りながら、調査事務の効率化、高度化を進めております。以下、御紹介しますのは、このような対応策の一環として位置づけられるもの

です。

19ページですが、主にエンフォースメントの面について記載していますが、国税当局では、悪質な納税者に対しては厳正な調査を行う一方で、それ以外の大多数の納税者の方に対しては、文書や電話などによる簡易な接触を行って自主申告を促すなど、事案に応じたメリ張りを付けた対応を図っております。

20ページですが、先ほどの調査事務には該当しない形での自主的な適正申告を促す各種取組みについて、いくつかのカテゴリーに分けて紹介をしています。

まず一番上の段ですが、「申告の簡素化を図る環境整備」ということで、先ほどの仮想通貨業者のところにもありましたが、仮想通貨取引を行っている顧客が年間取引報告書などから簡便に所得計算ができるよう、取引業者に依頼するというものです。

続きまして、「予見可能性の向上」ということで、納税者の方が申告していただくのに先立ちまして、法令解釈等に関する国税当局の見解を提示する。事前照会制度とか事前確認制度がございます。

さらに、「自発的な取組に応じた柔軟な対応」です。納税者の取組状況に応じて調査などの対応を柔軟に行うというものもございます。

まず一つ目ですが、税理士法に基づきまして、関与税理士の審査状況が記された書面添付というものを添付していただいている場合には、実地調査に先立ちまして税理士に対して税務署の方から意見聴取を行い、調査の必要性を判断する租税専門家の役割を重視した措置もございます。

さらに、大企業を対象としまして、税務面でのコーポレートガバナンスの状況に応じて、次回調査までの期間を長くするといった対応も行っております。

21ページです。「申告等の具体的内容に関する行政指導」で、まず申告等に向けた注意喚起がございます。例えば一つ目の○にございますとおり、インターネット上の広告を掲載しているアフィリエイトの広告料収入について、申告漏れが目立つことから、申告の注意喚起をするメール等の送付を業者に依頼してメールを送っていただくといった措置です。

下の方、もう少し具体的な申告漏れが見込まれる方につきましては、間違っているのではないかとその申告内容の見直しを要請します。これは調査に該当しませんので、この要請に応じて自主的な見直しを行っていただいた場合には、基本的に加算税はかからない形になっております。

このように、国税当局では納税者利便を図る観点から税務手続の電子化を進めつつ、他方で、専門家の利用、コーポレートガバナンス、加算税の加減算といったインセンティブを利用して納税者の行動パターンを変化させながら、高いリスクがある分野について従来型のサンクションを背景とした実地調査などを重点的に実施するアプローチを採用していると言え、今後ともこうした取組みが進められるものと考えております。

私からは以上です。

○中里会長

ありがとうございました。

委員の皆様から御意見、御質問等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、富山特別委員からどうぞ。

○富山特別委員

簡単に。この問題に関して、極めて貴重な経験をしておりまして、私個人に税務調査が入っているのです。厳正な調査を受けているのですが、結構申告漏れが見つかったのです。なぜ申告漏れになったかという、支払調書が来ていない所得が結構あるのです。例えば、社団法人らしいところで講演を行うなど、様々な勉強会に若手経営者などはできるだけ行くようにしているので、一つ一つは些細なお金なのですが、支払調書のようなものはこちらには来ないではないですか。そのことで塵が積もり結構たくさんあることが分かり、後から申告を行い、税金を払うのですが、そのようなものがかなりたくさん出てきました。

経費についても、経費項目三年分を調査されるのですが、例えば三年前にこのタクシーはどこで乗ったということを一々証明しろと言われて、覚えているわけですね。そのために膨大な時間を私も秘書も使うことになるのです。7月に始まってまだ終わっていないのです。まだ行っているのです。要は、私も時間が取れないので、足掛けで長引いてしまっているのです。

こういう現象は、今までは限られた人なのでしょうが、今日の話は、非常に多くの人に似たようなことが、今後、シェアリングエコノミーなどで起きることを示唆していて、その中で、当然捕捉率は下がっていく危険性もあるし、あのような煩わしい調査に付き合うと、正直、情緒論的に言ってしまうと納税意識はディスカレッジされるわけです。もう税金を根っから払いたくない人は日本でそんなに多くないと思っているので、そうすると、いかに簡易に外形的にほぼオートマティカーに漏れが起きないように行ってしまった方が変なストレスもお互いに感じないし、徴税効率も必ず良くなると思うので、この問題はぜひとも真剣に取り扱ってほしいですし、せっかくネット時代なので、多くのものをネット上のやりとりで自動捕捉できれば、一々、紙で支払調書などを送らなくても、そこで自動的に捕捉できるような時代になっています。

所得の自動補足は非常に個人の事情として早くやってよと、もう来年からすぐやってほしいぐらいで、真面目に思っています。とにかく、今、副業、兼業ということも進めていこうという話になっているわけですから、当然、所得が少ない人でも様々なところから所得を得るということもあるでしょうし、若手の社員などでも結構メルカリとかで小銭を稼いでいる気配はあるので、本来、所得であれば課税対象になるのですが、では、全員が真面目に申告しているかということ、おそらく若いうちは自動的に

会社から給料をもらって、源泉徴収で納税はおしまいという感覚ですね。そこまで申告しなければいけない所得もないわけですから、そのような話は今後増えていくと思うので、非常に実感的な問題なので急いでほしいと思います。

私は真面目な納税者なので、雑所得は一口座に集中させているのです。だから、非常に良心的なのです。全部口座を見れば分かるようにはしてあるのですが、最近はマメに記帳していかないと一括記帳で個別の入金元もわからない。要は煩わしい調査などは、それ自体が人々の行動をある種ゆがめて真面目な納税者の納税意欲をディスカレッジするリスクもあるので、所得の自動補足化、簡易化はできるだけ早く手をつけてもらえるとうれしいですし、政策的にも正しいのだらうとつくづく思っております。

以上です。

○中里会長

払うこと自体はいいけれども、あまり面倒なのは少し困ると思っている方は少ないと思います。

それでは、土居委員、どうぞ。

○土居委員

御説明、どうもありがとうございました。

シェアリングエコノミーへの対応ということで、非常に重要な論点をここで挙げられていたと思います。特にプラットフォームに対して、いかに情報提供していただくかは、今、まさにこれから取り組む上で重要なポイントになってくると思います。

仮想通貨の取引にまつわる譲渡所得などで雑所得扱いになっているということなのですが、他の雑所得でも源泉徴収されているものもあって、そのような意味ではプラットフォームに源泉徴収をお願いするということも含めて、単に情報提供だけでなく、雑所得だから源泉徴収してはいけないわけではないということもあります。もちろん、源泉徴収で納税が完了したかどうかは確定しないので、納税義務者には確定申告をしていただかなければいけないのは当然付随しますが、全部、仮想通貨の譲渡所得が確定申告でないと納められないということにはならないような形での利便性の向上と源泉徴収制度の活用というのもあると思います。

やはり、マイナンバーをシェアリングエコノミーの場では活用していただいて、納税義務者になる方にはちゃんと番号をプラットフォームに提供していただくことをも含めて今後の制度設計を考えていただきたいと思います。

電子化で電子的な情報のやりとりをするということであれば、当然のことながら、書式といいますか、データのフォーマットを統一したものにして、あらゆるデバイスで様々な形で情報が閲覧できるような、つまり、プライバシーは守りながらも閲覧できるような形にする、マイナポータルの活用というのも当然あると思います。

最後に、日本での活動ではあるのだけれども、外国人の税法上の非居住者同士のC to Cの取引とかというのも入ってきたりするが、そのときにどのように税務当局は取

扱いをするのかも含めてしっかり検討しないといけないのかなと思います。

以上です。

○中里会長

プラットフォームは支払を行う者ではないので、源泉徴収というのはなかなか難しい点もあるかもしれません。いろいろ考えていかなければいけないことだと思います。

それでは、佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員

ありがとうございます。

まず最初に質問になってしまうかもしれないのですが、17ページの金の密輸のところですが、このスキームだからたまたま思ったのですが、密輸、輸入を行い、転売を行い、輸出をする。払ってもいない消費税200万円が輸出の段階で還付される。結果的に課税当局は損になるわけですね。ただ、これは要するに払っていない消費税を還付しているということで、インボイスの問題のような気がするのです。つまり、仮にインボイスを入れて、割り切って考えてしまうと、この輸入の段階で200万円脱税されても輸出の段階で200万還付しなければ、あるいは国内取引の段階で追加の付加価値分だけ、ちゃんと国内の取引で捕捉できていれば回収はできるのですね。なので、これはインボイスの問題として理解していいのか、もう少し違うスキームで地金の密輸の問題があるのか、これはどちらなのかなと思いました。

最後の方でコンプライアンスの向上に向けてということで、おそらく、それは北風と太陽があって、北風は厳しく査察をして罰則を強化することだし、データの分析だと思うのです。よく言いますが、納税、税務データは大きいビッグデータなのです。だから、このようなビッグデータとして税務データを分析することによって、アウトライアー、つまり、変なやつはいるわけです。そのようなところに集中的に査察をかけるなど、せっかくデータがあるので、データを活用した新しい査察の戦略はあっていい気がします。

先ほどから話が出ています、今度は太陽の方ですが、シェアリングエコノミーにかかわらず全体にかかわることですが、正しく申告してもらうためには、先ほど土居委員や富山特別委員からも話がありますように、できるだけ税は簡素であった方がいいとなったときに、今、雑所得の扱いなので、一応実費を控除する仕組みにはなっていると思うのです。先ほどのタクシー代ではありませんが、実費をどこまで把握できるかと言われると困る部分があって、民泊だと、コップ一個とっても、どれが家庭用で、どれが民泊用なのか、お客さん用なのかなどは言えるわけがないので、何らかの概算控除的なものを認めてあげるのかどうかという。それは雑所得なので、概算控除は原則論としておかしいのですが、ただ、給与所得は給与所得控除で概算控除ですから、概算控除の仕組みを入れるかどうかは、おそらく、簡素化という観点から見て検討に

値する気がします。

あと税金を取ることをばかり考えていますが、シェアリングエコノミーでもう一つ出てくるのはギグエコノミーの人たちです。つまり、ネットで瑣末な商売をする人たちですがむしろ給付の対象になる人たちかもしれないです。つまり、低所得者です。新しいワーキングプアの可能性もあるわけなので、意外と所得が捕捉されないワーキングプアの存在は出てくるはずなのです。だとすると、やはり給付のところと併せて、何度も言っていますが、所得というのは税金を取るためだけの情報ではなくて給付をするための情報でもあるので、給付措置と抱き合わせて考えるということは必要なのかなと思います。

長くならないように最後に一個だけですが、先ほどのプラットフォームの話、源泉徴収をかけられるかどうかというのは、もっと一般論として言えば、中小企業も含めて、先ほどの社団法人も含めてですが、意外と源泉徴収票を出す人、あるいは法定調書を出す側というのは様々な事務負担を被ることになるので、我々、今、納税者の話を一生懸命しているが、源泉徴収をする人たち、あるいは法定調書を出さなければいけない人たち、彼らの事務負担はどのぐらい簡素化できるのかは検討に値するのではないかと思います。一つは電子化なのかもしれません。源泉徴収する側の負担をどうやって軽減するかも検討課題になるのではと思いました。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

三十五年くらい前に『数学セミナー』という雑誌をとっていたのですが、そこにオペレーションズリサーチを使って国税庁が人員をどのように投与したら税収が最大化されるかという研究がありましたが、実際、現場でそのようなことも行っているかもしれません。

そこで、金の密輸その他について、質問が先ほどございましたので、住澤主税局審議官、どうぞ。

○住澤主税局審議官

御質問は、インボイスの問題なのか、密輸だけの問題なのかという点です。ヨーロッパにおいてはインボイスが導入されていて、個人、消費者からの仕入れについては仕入税額控除ができないということですが、別の手口があって、ある事業者がインボイスを発行した上で消費税の納税をしないままにどこかに姿をくらます、いわゆるミッシングトレーダーと言っていますが、そのような者が介在することによって類似の取引ができるということもございますので、インボイスが入ったから全てが解消するという問題ではないということです。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、神津里季生特別委員、お願いいたします。

○神津（里）特別委員

手短かに二つ申し上げたいと思います。

これは様々なパターン、類型で様々なものが出てきているので、所得の捕捉は極めて基本中の基本だと思えますから、しっかりと進めていただきたいと思います。当たり前のことなのですが、給与所得生活者の立場からすると、所得の補足がきちりとされているということは納得感、納税意識の担保につながる話ですので、ぜひお願いしたい。

それと、様々な類型が出てきているということなので、どのように対応していくかはなかなか大変だと思うのですが、お話が出ていますが、できるだけ簡素化など合理的な形にするなど、ICTを活用できることは積極的に活用していただくということが必要だと思います。ただ、どう考えてもそのようなことにはすぐならない部分もあると思うので、そのようなところについてはできるだけ、払う方の問題もあるでしょうし、また、徴税の立場からしても部分的には要員増ということも含めて、対応能力の強化を柔軟に行っていただく必要があるのだろうと思います。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

神津信一特別委員、お願いいたします。

○神津（信）特別委員

最初に御発言なさった富山特別委員のことですが、例えば原稿料等の支払調書について、今の法制度は、年間五万円を超える支払をした場合に当局への提出義務があるというだけで、本人への交付義務はありません。実務的には少額の支払調書であっても本人交付されていることが多いですが、それは全部サービスで行われているわけです。

かつて、この会議でも主張しましたが、メッセージボックスやマイナポータルに、電子的に全ての情報を入れ込むことによって、一々通帳をチェックしなくても全ての所得を自分で把握でき、申告漏れを防ぐことができるようになります。このような仕組みができれば申告の効率が非常に上がるのではないかと思います。

もう一件、仮想通貨の所得把握のことですが、何となく怪しげな存在だったものからクリーンなイメージのものになりつつあって大変好ましい事態だと思いますが、その所得が適正に把握されていないのであれば、完全にクリーンなものにはなりません。この際、源泉徴収というのは難しいかもしれませんが、株式の特定口座のように自らの所得を簡単に把握できる制度の構築も検討してはどうかと思います。

以上です。

○中里会長

専門的見地からありがとうございます。

それでは、岡村委員、お願いします。

○岡村委員

前回も発言させていただき、いろいろと教えていただいて、本当にありがとうございました。特に本日の国税庁作成資料には様々な発見があったと思います。

全般を通じて、昨年の税制調査会の中間報告でも、この種の経済活動は匿名性が高いことを確認したところです。そして、今日の御説明では、シェアリングエコノミーや民泊といった一定の業界についての取組みは随分と進んでいることも理解しました。

また、国税庁作成資料においては、一旦自分で自主申告をしようと考えられた方々についてはかなり手が差し伸べられていることも分かりました。他方で、昨年の税制調査会の海外調査でも対象にしましたが、例えばフランスのコミュニケーション権、あるいは英米のサモンズといった手続を先進国は用意していることがあります。特定業界にかかわらずこのような問題はいろいろ出てくると思いますので、当局が自分で申告しようと思っている納税者に手を差し伸べることも大切ですが、最初から申告を考えていない人について、どのような形で情報を取得してくるのかに関して、検討を進める必要があることが本日の御説明から、より明らかになってきたと考えます。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、小幡特別委員、お願いします。

○小幡特別委員

今の岡村委員の御発言とも重なりますが、申告を行いやくする体制づくりというのは非常に大事だと思ひまして、例えば20ページにございますが、相続のように突発的に、あるいは受動的に税を払わなければいけない立場に置かれた方に対してどうしたらよいかということで、申告要否判定コーナーなどがあるということですが、誰もがそのような立場になり得るわけですから、できるだけわかりやすいものが用意されていけば何よりと存じます。

あと、もう一点、今、岡村委員の御発言にもあったように、様々な新しい取引などで、儲けが出た方は申告を当然しなければいけないわけですが、きちんと申告していらっしゃる方もいる一方で、必ずしも申告していない方がいて、もし申告しないでそのままになってしまう状況があるとすれば、大変公正さが損なわれることとなります。したがって、自主的に申告していただく体制を様々に整えるという取組みはぜひ進めさせていただきたいと思いますが、他方で、公正さの担保という意味で、税務当局が的確に情報を把握する仕組みを作っていくことも必要なのではないかと感じております。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、林特別委員、お願いします。

○林特別委員

ありがとうございます。

御説明を伺っていると、お仕事がどんどん増えていくようなので、ぜひ体制の方をしっかりと、人員を増加することを含めて応援したいと思いますので考えていただきたいと思います。

一つコメントしたいことは、数名の委員が雑所得の話をされていました。雑所得の源泉徴収ですね。謝金等の雑所得の源泉徴収の税率は割と低いですが、当該税率を高くすると結果として還付になる場合が多いですから、申告のモチベーションも上がると思うのです。先程のように忘れたなどのようなことも起きにくくなると思いますし、違う場所でもいろいろ言われていると思うのですが、申告の際のデフォルト設定によって行動が変わると思いますので、雑所得のデフォルトの税率も考えられた方がいいと思います。

以上です。

○中里会長

田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

今日のお話のとおり、法人は一生懸命やっていると思うのです。非常に負担が多い。それを個人が同じように行くと、驚くほど負担がかかると思います。ですから、個人が法人にシフトしていくのか、その一方で個人をもっと簡素化するのかということも考えどころだと思います。

シェアリングエコノミーのような形態は、本当に事業なのか。事業だとすれば経費をどのように考えるか、償却をどうするのかと全部ついて回るわけです。その辺をどこかで捕捉をすることは大事だけれども、徴税はここからで、それ以下は控除でというように、どこかで線引きをしないとうまく回らなくなるのではないかと思いますので、ぜひその辺も御考慮していただきたいと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

確かに個人の負担は軽くなったが、別のところに負担が新たに生じたというのでは、場合によりますが、困る場合もあるということですね。ありがとうございます。

それでは、大分盛り上がりましたが、この辺でよろしいでしょうか。まだまだいろいろおっしゃりたいことはあると思うのですが、事務局の方におっしゃっていただけたらと思います。

今、皆様から様々な御意見をいただきましたが、政府税制調査会としては、新たな経済取引における適正課税を確保するための方策について、引き続き議論を行っていく必要があるという皆様の強い御意見かと思えます。ただ、この問題につきましては、

仮想通貨取引やシェアリングエコノミーなどの様々な分野に関し、税制以外の制度的な枠組みや実際の取引慣行、業界の自主的な取組み、さらには国税当局における実務上の課題なども踏まえながら検討していく必要があつて、なかなか複雑です。

そこで、総会で御議論いただく前に、まず、その前の段階として少人数の専門家会合を開催し、外部の方の御意見もお聞きしながら議論の素材を前もって整理してはどうかと考えています。とにかく多岐に及ぶものですから、そう簡単にいかないということで、議論の整理が必要だろうと思います。

この問題については、前回に引き続き、今回も先ほど岡村先生から重要な御指摘をいただいていることも踏まえて、岡村先生に座長をお引き受けいただいて、岡村先生を中心に議論を進めていただければどうかと考えておりますが、よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○中里会長

ありがとうございます。

専門家会合のメンバーの構成や具体的な進め方につきましては、岡村委員と私の方で相談しながら検討させていただければと考えております。これもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、専門家会合の設置につきましては、次回、改めて御報告させていただければと思いますが、専門家会合で整理していただいた議論の素材について、今後の総会で、当然のことですが、専門家委員会の方から皆様に御提示いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

さて、大分長くかかってしまいましたが、次に資産課税に入りたいと思います。

財務省及び総務省から、それぞれ御説明をお願いしたいと思います。

まず、税制第一課山下主税企画官、よろしく願いいたします。

○山下主税局税制第一課主税企画官

それでは、資料、総18-2に沿いまして、資産課税、相続税・贈与税について御説明をさせていただきます。

資料の4ページを御覧ください。まず経済社会情勢に関してです。いくつか御紹介させていただきます。

4ページは、80年代、経済のストック化が進展する中で増大した家計資産が90年代以降はおおむね横ばい傾向という状況です。ただ、一方、その内訳を見ますと、非金融資産が低下する一方で、金融資産のウェイトが増加する傾向が表れております。

5ページを御覧いただきますと、相続財産でみた場合の財産価額の内訳です。これも先ほどの動向を顕著に反映されておりまして、土地のシェアが低下する一方で、有

価証券、現金・預貯金等のシェアが大幅に拡大をする状況になっています。

6 ページです。増加する金融資産につきまして、年代別の保有状況を見ますと、直近二十年間で特に60歳代以上の高齢者の方の保有割合が非常に大きく伸びている状況です。

こうした中で、一方、7 ページですが、相続税の申告状況を見ますと、特に年齢の構成比につきまして、被相続人の高齢化が進んでおります。いわゆる老老相続が顕著になっているわけですし、相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況になっているということです。こういった中で、資産移転の時期の選択に、より中立的な制度の構築が検討課題になってくると思います。

8 ページです。こちらは高齢者がいらっしゃる世帯の世帯構成の推移を見たものですが、過去五割を超えておりました、いわゆる三世帯世帯が直近、大幅に減少する一方で、単独世帯あるいは高齢者の御夫婦のみの世帯が増加してきているということです。

9 ページを御覧いただきますと、ライフサイクルでみた様々な公的サービスの給付と負担の関係ですが、特に右側の方、高齢期のところを御覧いただきますと、年金、医療、介護といった社会保障給付が生活を大きく支える形となっているわけですし、高齢者の世帯構成の変化と相まって、いわゆる老後扶養の社会化が進展をしているということです。

10 ページです。ここからは資産課税の資産再分配機能を議論する上での御参考ということですが、近年言われております、いわゆる格差の固定化の論点に関連するファクトデータを幾つか御紹介させていただきます。

10 ページは家計年収あるいは資産と塾代などの学習費の関係ですが、御覧のとおり関係になっています。

また、11 ページですが、こちらは同様に世帯の収入と今度は学力の関係ですが、こちらも御覧のような正の相関になっているということです。

12 ページです。こちらの左側の方は高校卒業後の予定進路で、こちらも家計年収別に並べてみますと、特に青線の四年制大学への進学率は顕著な差が出ているということです。また、この学歴に関連いたしまして右側、学歴別の生涯賃金は、高学歴は高収入という傾向が見られるわけです。

やや切り口が変わりますが、13 ページは所得格差と結婚の関係です。特に男性の年収別に有配偶率を見ますと、基本的には年収が高いほど配偶者、有配偶率が高いという傾向があるわけです。

こういった格差の観点につきまして、14 ページには今後の幼児教育、高等教育の無償化の取組みについて御紹介をしております。資産課税のあり方を検討する上でも、こうした政府の取組みの方向性との整合性に十分留意が必要と考えられると認識をしております。

続きまして、15ページ以降は相続税・贈与税の現状について、まとめています。

16ページです。こちらは相続税の基本的な構造ですが、まず全体の相続財産から基礎控除、また債務控除などを差し引いた課税遺産総額に対して相続税を課するという制度です。

より具体的には17ページを御覧いただきますと、我が国の相続税制の特徴としまして、法定相続人の数と法定相続分によって相続税の総額を計算する、いわゆる法定相続分課税方式というものがございます。御覧のとおり、課税遺産総額をまず法定相続分で按分をし、各法定相続人の法定相続分相当額ごとに累進税率を適用して総額を決めます。その後、実際の相続割合で按分するという制度です。

18ページです。こちらは贈与税の概要をお示ししておりますが、贈与税は個人から贈与によって財産を取得した個人に対して、その時の時価を課税価格として課される税ですが、性質的には相続税の補完税としての位置づけがございます。こちら、後ほど御説明します相続時精算課税を選択しない場合の暦年課税の税率をお示ししていますが、資産の分割贈与によって相続税の累進回避を行うといったことを避ける意味で、累進度の強い税率の設定になっているわけです。

19ページには相続税・贈与税の沿革を簡単にまとめていますが、最初の創設時は当時の家督相続という社会の情勢を踏まえて遺産課税方式からスタートしたのですが、戦後、シャープ勧告で一旦相続税・贈与税を一本化し、取得者の一生を通ずる累積課税方式、いわゆるシャープ税制を採用したわけですが、執行面での課題など非常に大きい中で、短期間で見直しをされました。その後、現行の贈与税が創設をされ、また、先ほど御説明した法定相続分課税方式に移行したということです。また、平成15年度改正では、こうした制度を前提とした中での相続税・贈与税の一体化措置として相続時精算課税制度が導入をされたということです。

20ページには、相続時精算課税の概要をお示ししておりますが、次世代への資産移転を促す観点から、平成15年度改正で導入をされたものですが、暦年課税との選択制であるということです。贈与時に一旦軽減・簡素化された贈与税を納付していただいて、相続時には、相続財産とそれまでの贈与分を合わせて相続税を計算し、納付済みの贈与税は控除をする仕組みです。これを選択していただきますと、それ以降の資産移転については移転の時期におおむね中立的な形になるということで、生前の一時期にまとまった資産を贈与する必要があるような場合でも税負担が過重にならないという仕組みです。

一方で、あくまで選択制でして、能動的な選択が必要であるということと、あとは欄外にも書いていますが、これを選択いたしますと贈与税の110万円の基礎控除が外れるといったことなどがございまして、現状では必ずしも十分に活用されていないという状況です。

21ページです。こちらは平成25年度税制改正の内容とその効果、影響に関する資料

ですが、こちらでお示ししていますのは、特に地価の動向と相続税の基礎控除の関係などでございます。バブル期の地価高騰の負担調整ということで、段階的に基礎控除の引上げをしたわけですが、こちらについて平成25年度の税制改正で資産再分配機能の回復、格差の固定化防止等の観点から、基礎控除の引下げ、最高税率の引上げを実施したということです。

22ページは、相続税の見直しの内容です。基礎控除の引下げの具体的なもの、税率構造の見直しということです。

また、23ページには、同様の時点での贈与税の見直し、こちらについても税率構造、相続税と合わせた見直しを行っておりますが、一方で、直系卑属への税率の緩和措置も併せて導入をしたということです。

24ページには、この改正の外形的な効果、影響ということで、負担割合がどのように変化するかという模式図ですが、配偶者プラス子二人の例ということですが、この平成25年度改正前後の変化ということで見ますと、一番下の黒実線、平成25年度改正前というところから、赤い太線、平成25年度改正後の姿に全体として負担割合が上がる。また、立ち上がりが手前に広がるという変化が生じたということです。

25ページには、実際の相続税の課税件数、また、税収の推移を挙げておりますが、特に直近のところ、平成27年から平成25年度改正の適用がありますが、下のところの赤い折れ線、課税件数割合が直近から大きく上がりまして8%程度に上がったということ、また、相続税収についても増加をしているということです。税収については、制度要因以外に、株価の動向等の影響もございますので、これが全てというわけではございませんが、全体としてはこのような状況になっているということです。

26ページです。26ページから27ページにかけまして、平成27年の論点整理を改めて載せさせていただいております。ここで大きく三つの論点を整理させていただいております。

一つ目が資産再分配機能の適切な確保ということで、平成25年度税制改正の所期の目的が果たされたかです。また、資産格差が次世代における機会格差につながらないよう、資産再分配機能が適切に確保されるかといった観点から、直近の税制改正の影響をよく見極めながら引き続き検討が必要と整理させていただいております。先ほど直近の課税状況を御紹介させていただきましたが、引き続きこういった改正、制度の浸透状況を見極めていく必要があると認識をしております。

27ページの上のところは老後扶養の社会化の進展を踏まえた遺産の社会還元という論点です。社会保障が老後扶養を社会的に支え、高齢者の資産の維持・形成に寄与しているという中で、被相続人が生涯にわたって社会から受けた給付を清算するという観点から、相続税のあり方について、なお検討することが考えられるということです。こちらについては、社会保障をはじめとする給付と負担全体のあり方とも関連する論点でして、今後の社会保障改革の方向性なども見極めながら丁寧に検討していく必要

があるものと認識をしております。

最後の三番目が格差の固定化防止を図りつつ、資産移転の時期の選択に、より中立的な制度の構築ということです。まず直近では、いわゆる経済対策等の文脈から、高齢者の保有資産の早期移転を促すための時限措置としての非課税措置が設けられておりますが、こういうものについては、むしろ格差の固定化につながりかねない面もあるということで見直しが必要となっております。後ほど御紹介いたします教育資金あるいは結婚・子育て資金の一括贈与の非課税制度については、こうした観点からの検討が必要と認識をしております。

一方、中期的論点として高齢者の資産保有が増加し、老老相続が一層進む現状を踏まえて、資産移転の時期の選択に、より中立的な制度の構築について幅広い検討が必要ということでして、以下、制度の国際比較をお示ししております。

主要国、幾つか御紹介しておりますが、前提として29ページです。日本の現行制度で精算課税を選択しない場合の通常の暦年贈与のケースですが、先ほど若干申し上げたとおり、相続税の累進回避を防止する観点から、高い累進税率の贈与税を暦年単位で課税するという仕組み、資産移転の時期で課税が大きく変動し得る制度となっているわけです。

30ページには、税率の構造について、あくまで模式的ですが、お示ししております。左が日本の制度、相続税に対して贈与税に高い累進税率を課す。一方、後ほど御紹介いたしますアメリカあるいはドイツ、フランス等については、相続税・贈与税が一体化した制度でして、税率についても御覧のような構造になっているということです。

31ページは相続時精算課税を選択した場合を図示させていただいております。これも先ほど御説明いたしました、こちらを選択した後の累積贈与額と相続財産の額に対して相続税を一体的に課税することで、この範囲において資産移転の時期に基本的に中立的な形になるということです。

32ページ、アメリカの制度です。こちらは、日本の現行制度と対局にありまして、生涯にわたる累積贈与額と遺産額、その全体に対して遺産税を一体的に課税するという制度です。従いまして、資産移転の時期には全体として中立的な制度になっている。ただ、留意点としては、非常に高額な税額控除がございます。442万ドルということなので、非常に限られた富裕層向けの課税制度になっていることはあるということです。

33ページ、こちらは先ほど言及いたしました戦後間もない頃の日本のシャープ税制です。こちらにも形としてはアメリカの生涯累積の制度と似た姿をとっていたということです。

34ページ、35ページには、ドイツ、フランスの制度を御紹介しておりますが、ドイツを例にとりますと、亡くなる直前の10年間の累積贈与額と相続財産に対して相続税を一体的に課税するという制度ですので、生涯累積ではありませんが、部分的な一体化が図られた制度となっております。

これがフランスの場合、35ページですが、15年間という制度になっているわけです。

最後、36ページにまとめをさせていただいております。先ほど触れましたとおり、真ん中のところ、アメリカあるいはシャープ税制の姿。こちらは生涯にわたる累積贈与額と遺産額に対して一体的に課税をすることで、生涯の税負担が資産移転の時期によらず一定、資産移転の時期に中立的な制度です。

ただ、日本で仮にこのような制度に一気に移行しようということを考えますと、一つ大きな要素となりますのが法定相続分課税方式との整合性でございます。上に若干書かせていただいておりますが、生前の贈与のタイミングごとに全ての推定相続人の受贈額を共有する、あるいは推定相続人に変動があるとほかの方にも影響する。そういった非常に複雑な制度になりますので、そちらが大きな論点になろうかと思えます。

一方で、現行制度を前提とした中での対応として平成15年度改正で相続時精算課税制度が導入をされているわけですが、こちらについては先ほど申し上げましたとおり、選択制ということで、その他、メリット・デメリット等もお考えになって、現状、必ずしも十分活用されていないということですので、こちらをどのように今後展開していくかというのも一つの論点かと思えます。

また、日本の最後のポツに書いていますが、日本の場合、暦年課税であっても相続開始前3年以内の贈与は相続財産に加算される制度になってはいますが、こちらについては先ほど御紹介したドイツ、フランス、10年、15年といった期間ですので、国際的な調和も踏まえますと、こちらをどう考えるかというのも関連する論点かと思えます。

中期的な議論の御参考の御説明は以上ですが、最後に贈与税の特例ということで、論点整理の中でも言及がございました高齢者の資産の早期移転を促す時限措置としての非課税措置について、本年、期限切れとなる二件を御紹介しております。

38ページ、教育資金の一括贈与の非課税措置です。

贈与者である親・祖父母が教育資金を一括して拠出した場合に、1,500万円を限度に非課税とする制度です。こういった教育費については扶養義務者が個別に負担する場合であればそもそも非課税ですが、本制度の場合は、それを束ねているということですが、大きく違いが生じ得ますが、下線を引いていますが、贈与者が亡くなった場合でも相続財産に加算をしないということで、死亡前に贈与しておけば、その後も非課税のままになるというところが大きな違いです。

また、書いていますが、これは適用が30歳まで、一方で、所得要件はございませんので、成人して相当程度所得があっても引き続きこちらは使える。

また、39ページに、使える教育資金の範囲をお示ししてはいますが、特に右側の方、スポーツ、芸術活動といったものに対しても使えるということですので、先ほどの大人でも使える、所得要件もない等々を含めて考えますと、格差の固定化を防止するという観点から、このような点をどのように考えるかということはあるかと思えます。

また、授業料が対象に当然なっておりますが、先ほど御紹介した教育無償化との整合性というのここは考慮する必要があることかと思えます。

また、40ページには、制度の利用状況をお示ししてありますが、新規契約数の推移を見ますと、経済対策として導入された当初よりは減少しております、そういった意味での当初の役割は既に果たした状況になっているということです。いずれにしても、本措置については格差固定化の防止の観点、十分に踏まえて見直しを行ってまいりたいと考えております。

41ページからは同様に期限切れの結婚・子育て資金を御紹介しておりますが、基本的な制度の構造は同じですが、一つございますのは、こちらの場合は相続税回避を防止するために贈与者死亡時の残高は相続財産に加算する仕組みになっているというのが違います。

42ページ、43ページ、御説明は省略させていただきます。

最後に、参考資料になりますが、47ページを御覧いただきたいと思えます。こちらは資産課税と関連するトピックでして、御参考までに御紹介させていただきますが、いわゆる民法（相続法）の改正がございますが、これに対する税制上の対応ということです。

この民法改正、平成30年、本年7月に公布されまして1年以内施行、一部2年以内施行ということです。こちらに対応する形で相続税等について税制上の対応を検討することになりますが、大きな関連する点といたしまして二つございまして、一つ目は新たに創設された配偶者居住権、こちらを他の例えば借家権等、様々ございますが、それぞれの性質の違いなども踏まえて適切な財産評価のあり方を検討する。また、もう一つは、相続人以外の方に支払われる、いわゆる療養看護等に見合ったものとして設定される特別寄与料、こちらについてどういった形で課税を行うか。これらの点について、所要の手当てを検討してまいります。いずれにしても、実務的な論点ですので、事務的に検討を進めたいと考えております。

御説明は以上です。

○中里会長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、田辺固定資産税課長、お願いいたします。

○田辺自治税務局固定資産税課長

総18-3、資産課税、固定資産税について御覧ください。

2ページをお願いいたします。

固定資産税の平成30年度評価替えへの対応について御報告させていただきます。

固定資産税は土地・家屋について三年に一回、評価替えを行い、価格の変化を反映することとしておりますが、平成30年度が評価替えの年に当たりました。評価替えに際しては、価格の変動に伴う税負担の激変を緩和するための負担調整措置等も併せて

検討を行い、必要な措置を講じてきたところですが、平成30年度税制改正でも、30年度以降の土地に係る負担調整措置等のあり方について検討を行った結果、これまでの仕組みを三年間延長することとされたところです。

土地に関する負担調整措置のイメージを商業地を例に御説明いたしますと、当該年度評価額に対する前年度の課税標準額の割合を負担水準とし、それが70%を上回ると70%に引き下げ、60～70%の場合は据置に、60%を下回ると60%まで段階的に引き上げることにより、当該年度の課税標準額を決定するものです。

右側の図を御覧いただきますと、地価が下落すると負担水準が上がり、地価が上昇すると負担水準が下がることとなりますが、この負担調整措置を講じることにより、負担水準の均衡化を図ろうとするものです。

3 ページを御覧ください。平成30年度改正の際には、商業地等における負担水準60%から70%のいわゆる据置ゾーンをどうするかを中心に議論が行われましたが、税制改正時の商業地の地価の状況を見ますと、三大都市圏では4年連続で上昇している一方、地方圏では下落幅は縮小しているものの、下落傾向が続いている状況でした。そのため、30年度評価替えにおいては、大都市を中心に地価上昇の結果、負担水準が下落し、据置ゾーンを下回る土地、この5.7%のあたりですが、生じる一方で、地方では地価下落の結果、負担水準が70%を超えて上昇する土地が数多く生じる。こちらは58.1%のところですが、このような状況が見込まれるということが示されました。

4 ページを御覧ください。そのため、平成30年度の与党税制改正大綱におきましては、下線部を中心に、まずは土地の負担水準を据置ゾーン内に再び収れんさせることに優先的に取り組むべきこととされまして、このような状況や現下の最優先の政策課題はデフレからの脱却を確実なものとするところであることを踏まえ、30年度から32年度までの間、土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みを継続することとされたところです。

一方、据置の特例が存在することで、同一市町村内で負担水準が70%付近の土地と60%付近の土地の間で起こる現象ですが、評価額と税額の高低が逆転する現象が生じるなど、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されていない課題も指摘されています。

これらを踏まえまして、三年後の評価替えに向けましては、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、固定資産税の負担調整措置のあり方について引続き検討を行うとされたところです。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、今の資産税に関する御説明について、委員の皆様、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

では、翁委員、どうぞ。

○翁委員

相続税について意見を申し上げたいのですが、やはり今、長寿化が進んで、健康寿命と健康寿命でない全体の寿命との間が十年ぐらいあるという状況になってきていまして、今、資産寿命ということを使うようになりましたが、金融資産でどうやって老後の生活を維持していくかということです。

○中里会長

何か、少し身につまされる言葉ですね。

○翁委員

はい。資産寿命。ジェロントロジーという金融老年学があるのですが、そのようなことが今、議論になっている状況になってきていまして、そういう意味では、死亡時であれば還元できる部分はあるかなと、長寿化のリスクについて随分意識が高まってきているので、そのようなことを考えておく必要があるというのが一つです。

あと先ほど御説明いただきましたが、平成25年度改正の前後で相続税の負担割合は4%から8%まで増加ということでした。全体の8%というのは老後扶養の社会化を踏まえてどのぐらい社会還元したかということに照らして考えると、まだ小さいという感じがします。

これは以前も議論したことですが、人口動態でこれからの人口ピラミッドを考えますと、どうしてもシックスポケットというか、格差は拡大する傾向にございますので、格差の拡大を抑制する観点からも相続税というのは見直していく必要があると思います。

○中里会長

ありがとうございます。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員

ありがとうございます。

まず相続税についてですが、おそらく、今回の論点が二つあって、私が理解する限りは相続のタイミングに対する中立性ということで、要するに相続時精算課税制度をもっと使い勝手のいいものにしましょうという議論と、もう一つあるのは、相続を先に行い過ぎると格差の拡大につながるという格差をどうするかという議論の二つ、中立性の問題と格差拡大、格差の固定化を避けたいという議論があって、少し矛盾していると思ったのは、先ほど子供の資産の金額に応じて子供の塾代、教育費が違うという話があったと思うのですが、そこでいう資産は、おそらく親の資産ではなくて親が親から贈与された資産だと思うのです。

贈与が進めばその分だけ子育て世帯にとってお金が得られますので、子育て世帯の教育費が上がる。でも、裏を返してみると、子育て世帯の中で贈与してもらえ

ープと贈与してもらえないグループの間で差が生まれるということになりますので、ある種、中立化するなら、それを一つ税の原則として中立化させるのは別に悪いことではないと思うのですが、他方で、その結果として贈与が前倒しになると、逆にもらえるグループともらえないグループの間での格差の固定につながる。ここをどう捉えるかということで、頭の中の整理が必要な気がします。

ただ、長い目で見て格差の固定化を是正するというのであれば、相続税と贈与税を一体的に強化していくのはあり得べし役割かなと思います。そのとき気になるのは、できるだけ亡くなったときに社会に対して寄附をすとか、そういったところにもう少しインセンティブをつけてもいいのかな。現実問題として、90歳になったおじいちゃん、おばあちゃんが移転するときには子供が50歳、60歳なわけですから、死に金という言い方は悪いですが、使い道のないお金がお年寄りの中でぐるぐる回るという話は避けたい。だから、本当は教育資金の議論が出てきたのだと思うのです。したがって、格差を広げずに、かつ、お金を有効利用したいということであれば、一方では、そのような相続されたものに対して、ある種、遺産を寄附させるような新しいスキームがあっていいのかなと思いました。

それは相続税の話で、あとできるだけ短く二点ほど。

一つは固定資産税の話が最後に出てきたので、固定資産税は負担調整の話は分かったのですが、例の小規模住宅に対する6分の1の圧縮措置や新築に対する軽減措置など、このあたりを考えなくていいのかなという気がするのです。これは格差の話と関係ないのですが、固定資産税の中立性という観点からです。固定資産税は固定資産税で、見直すべき課題はいくつかありませんかという問題提起。

今日は資産課税という枠の中で相続税とか贈与税の話をされていましたが、もう一つあるのは、多分、前回議論になったのかもしれないですが、金融所得課税に対する強化の話は残ると思うのです。こちらも資産から派生する所得ですから、もちろん、これから資産形成をする若い人たちについては、まさにiDeCoでも何でもいいのですが、要するに非課税資産というので、日本版のIRAでもいいですが、非課税貯蓄額を拡充するのは一つのやり方だと思いますが、高齢者の抱え込んでいる既にある資産については、そこから派生する所得に対する課税の強化は、所得課税の議論として残るのかなとは思いました。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

神津里季生特別委員、お願いします。

○神津（里）特別委員

まず、要素ごとに三つ申し述べて、その後、少し補足したいと思います。

一つは、やはり社会の状況、いまだ格差が拡大していることを踏まえれば、資産課

税については引き続き強化に向けた議論が必要だと思います。具体的には、まず相続税の基礎控除のさらなる引下げ、相続税及び贈与税の最高税率の引上げを検討していくべきだと思います。資産の移転時期による税負担の格差が生じないということも考える必要がある。したがって、現行の相続時精算課税制度については、将来的な一生累積課税方式の採用に向けて見直しの検討を進めるべきではないかと思います。

教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置ですが、これは資産を有する者ほど有利な制度であり、格差の要因となり得ると思います。したがって、こちらも制度の廃止を基本に検討するべきだと思います。

その上で、家族内の承継にとどまらず、遺産による寄附の促進など、資産の社会への還元を通じて次世代における機会の平等、世代内の公平、こういったことの確保を図る方策の検討が私も重要だと思います。

その上で、今、項目ごとに申し上げたのですが、トータルでどのようにしていくのかということは非常に重要だと思いますし、そういった意味で二つ申し上げると、金融所得の課税強化もセットで検討を進める必要があるのだろう。それと、これは税制トータルでの話になりますが、消費税を含めて負担の構造のあるべき姿を考えていく必要があると思います。そういった負担の構造のあるべき姿が確立をしないまま将来世代へのツケの先送りが続いているというのが残念ながら我が国の現状だと言わざるを得ないと思います。したがって、それをどのように変えていくのかということが喫緊の課題だと認識します。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、田近委員、お願いします。

○田近委員

二点、確認を含めての意見なのです。まず22ページを広げてもらいたいのですが、要するに平成25年、相続税の改正があったわけです。他のもありますが、基本的には基礎控除を下げて税率を上げた。その結果が25ページだと思うのですが、こちらで出ているのは、赤い線が年間亡くなった人に対して相続税を払った人の割合。当然、改正で増えるのですね。しかし、その上の線が合計課税価額に対する納税額で、こちらはそんなに増えていないということは、要するに基礎控除を下けたところは比較的大きな効果はあったが、税率を上げたところはそれほどでなかったという読み方で私はいいと思うのですが、そのようなことが起きたのでしょうか。

20ページ、要するに相続税をこれからどのように考えていくか。重くするかどうかではなくて、使いやすくする。つまり、被相続人から相続人への資産譲渡を滑らかにしていきたい。それはよく分かるのです。そのために相続時精算課税があったのだと。事実確認なのですが、日本の場合には、仮に3,000万円贈与して非課税枠があって100

万円払った。それを亡くなったときに100万円を税額控除してあげるという仕組みですね。

結局、何かというと、31ページになります。ここが一番言いたいのですが、なるほど、相続時精算課税はあって、贈与したときに控除がある。でも、イメージ的に言うと、所詮、亡くなったときに大きくかかることは変わらないのですね。大きくかかるけれども、それまでに払った贈与の税額控除はしてあげる。これではなかなか資産移転が進まないではないかということで、ある意味で累積的に、33ページ、シャープ税制が分かりやすいと思うのですが、毎年、相続も贈与も同じで、どれだけトランスファーしたか。それに対して税金をかけて控除を取ってあげる。だから、少しずつ取って行って、ある人は満額使ったらそこから大きく取る。考え方はそちらで合っていると思うのですが、だから、今の制度では移転しやすくはなったが、依然として大きく取られてしまうところをどう直すか。それは趣旨として分かる。あとは現行制度との関連ですね。一回贈与したときに100万円でしたか。

○中里会長

110万円だと思います。

○田近委員

110万円、それが取れなくなるのと、あと大きなものは、先ほど御指摘がありました。が、何年も続けて相続税を払っていくわけで、相続人の形が変わると税が変わるわけです。法定相続。それをどうやっていくか。アメリカは被相続人が払うことになっていきますからできるが、答えをまとめると、改正の効果をどのように読むのかが第一点。

第二点は、資産移転を滑らかにすることは大切で、累積的な相続・贈与税は一つのアイデアなのだと私も思いますが、ただ、現行の制度から移転するとき特に法定相続のところはややこしいかな。そのような感じです。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、土居委員、お願いします。

○土居委員

当調査会で平成27年11月に論点整理をした。それは先ほど事務局からの御説明もあったとおりで、26ページからその論点整理、復習をしているわけですが、私は資産再分配機能の適切な確保という話と老後扶養の社会化の進展を踏まえた遺産の社会還元というところについて、それぞれの論点で申し上げたいと思います。

まず前後、順番が変わりますが、老後扶養の社会化に対応したところで相続税がどのような役割を果たすかは、しっかり時代の変化に合わせて相続税のあり方を変えなければならないと思います。よくよく考えてみますと、社会保障でまず医療や介護の給付を受けるときに、ないしは保険料を払うときに、資産はほとんど勘案されていない。低所得であれば資産を多く持っていてほとんど多く負担をしなくてもよくて、

それでいてサービスは受けられるという形になっている。多少、一部に介護保険の補足給付のところだけに唯一資産勘案が入っているのみであって、それ以外はほとんど資産が勘案されていないということでもあります。

確かに消費税で老若問わず御負担をお願いして社会保障財源を確保しようという志はあるわけだけでも、よくよく気がついてみると、消費税の税率引上げに伴って上がった消費者物価の上昇に伴う物価スライドで年金給付はその分上がる。もちろん、マクロ経済スライドで減額されるということではあるけれども、物価スライドで上がった分の消費税負担はそこで相殺されているということであるとすると、消費税で取れると思っていたが、取りはぐれてしまう部分がある。その分だけ高齢者は社会保障に回せる負担が逃れられて、結局、遺産を多く残さない方はそこに遺産として蓄積されるという形になっているということを見ると、医療も介護も年金も、結局のところ、最終的に亡くなれるところで遺産として残ることになったとすれば、それは残念ながら、まさに老後扶養の社会化をしているけれども、応分の負担をしていただけなかった部分があるということには言わざるを得ないと思います。

そのような意味では、先ほど田近委員が御指摘された課税件数割合が8%に上がったといえども、極端に言えば上位8%の多額の遺産を持っておられる方にしか相続税はかかっていないということであるとすると、もう少し薄く広く最終的には社会保障のお世話になって、だけれども、財産は残せたと、そんなに大金持ちでなくていいわけですが、薄く広くある種、ある一定以上の遺産を残されるということであれば、そこで定額の税をかけるというようなことも、今の仕組みにはないですが、老後扶養の社会化の進展を踏まえた遺産の社会還元という観点からすると、そのようなことを考えることも必要なのではないかと思います。

前後、逆になりましたが、資産再分配機能の適切な確保という観点で意見を述べさせていただくと、やはり多くの遺産を残されるという方々がおられるわけですから、そこでしっかりと資産格差が拡大しないように引き続き累進的な遺産、相続税を残しておく。そのようなことを考えると二つのパーツからなる相続税といいたしめようか、税の名前を別の名前にしてもいいのかもしれませんが、そのような形で社会還元をする部分の税と資産再分配を果たす部分の税という二つの機能を相続税に果たしていただくというようなところは必要かと思えます。

その上で、一つ考えるべきことがあると思うのは、先ほど神津里季生特別員がおっしゃった基礎控除ですが、確かに基礎控除を引き下げることによって、より多くの方に御負担をお願いすることは可能なのですが、さらにそれ以前の問題として評価減です。

相続財産の評価減があって、その評価減によって結局、基礎控除以前の問題として課税されない、課税が少なくて済むような、そのような形になっていることなので、これは事務局をお願いをするということですが、どのような財産に相続税において評価減が適用されているかということをお知らせし、さらには、そ

の非課税枠があるものについて、金融資産などですが、どのようなものが非課税枠として設けられているかということも併せて資料を御提供いただくと、その相続税の実態といいたいでしょうか、何かと基礎控除が税負担を軽くすることになっているのは、そのとおりなのですが、それ以前の問題として資産評価のところでの税負担軽減も混じっているというところは指摘をしておくべきことかなと思います。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、沼尾委員、お願いします。

○沼尾委員

二点、申し上げたいと思います。

まず一つ目は相続税の話で、本質的な議論についてはこれまで委員の皆様がおっしゃられているとおりでありますが、今回、最後の方で贈与税の特例に関する資料をつけていただいているのでそれに触れたいと思います。これは前回の税調の論点整理の中でも指摘をされているところで、資産が子・孫といった家族内のみで非課税で継承されれば格差の固定化につながるのではないかということで、見直しを行っていく必要があるというふうにとまめられているわけですが、今度、いよいよ見直しということですので、ぜひこちらは廃止の方向も含めて考えていただく必要があると個人的には考えております。

それから今回の資産課税に関する議論の中心的な課題ではないのかもしれないのですが、私が気になっているのが、固定資産、相続も含めて、これから相続対象者がいないまま例えば土地や不動産が残っていく、あるいは一人の人が三軒も四軒も不動産を継承するということがあった場合の資産について、評価をどのように考えていくのかという問題が起こってくるのではないかと考えています。

特に今、地方の方に行きますと、相続者が不明なまま、結局それを誰が最終的に管理するのかが分からない固定資産が随分出てきていて、そのあたりの管理とか継承ということも含めてどのようにしていくのかという観点から、資産課税のあり方も考えていくまなざしが必要ではないかなと思っております。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

野坂委員、お願いします。

○野坂委員

ありがとうございます。

もう他の委員の方が様々発言されていますので、一部重なると思いますが、発言したいと思います。

まず、第一点は、25年度改正の効果。先ほど来、出ています25ページのグラフです。これを見ますと、課税件数割合が直近で8.1%と、過去最も高かった昭和62年を上回っている。今後、29年度、30年度、どういう推移をするかわかりませんが、やはりこの数字は、これまでは相続税がかかっていなかった方にもかかるような状況が生まれていて、一部には大衆課税ではないかという意見もあるぐらいでして、このことについての効果、影響については、慎重に見極める必要があると思っています。

政府税調の27年の論点整理でも慎重に見極めるという趣旨のことが書いていますが、これだけ相続税を課税強化したことに伴って再分配機能が本当にどこまで回復しているのかとか、格差の固定化の是正にどれだけ役に立ったのかは、まだ様々な論点があるかと思うのです。したがって、この点についてはいきなり課税強化が良いかどうかという議論に行く前に、現状をしっかりと見極めていく方がよろしいのかなということだと思います。

二点目は、これも何度もほかの委員が触れられている相続時精算課税の問題です。先ほど財務省の説明でも必ずしも十分に活用されていないのだという発言がございましたけれども、これはどれくらい活用されているかというのはデータがあるのでしょうか。もしあれば示していただきたいし、また、活用されにくい要因として事務局としてどのように分析されているのか、御見解があれば教えていただきたいと思います。それを踏まえて、いずれ、より使い勝手の良い方向に見直すとすれば、どのようなことが考えられるのかという議論のスタート台になるのではないかと思います。

三点目は、今、沼尾委員が触れられた贈与税の特例措置の問題です。これも私も同じでして、やはり既に一連の制度の期限が来年3月末に来るようなもの、様々期限が決まっておりますが、利用の割合のグラフ、これは40ページですか。教育資金の贈与信託の受託状況のグラフ、こちらを見ましても、最近、非常に利用割合が減ってきている。そのことを考えると、それなりの一定の効果はあったが、今、時代の要請としてはだんだん薄れてきていることがこの実態のグラフからも推計できるかなと思っています。従って、これは政府税調の以前の取りまとめの中にあったように、やはりこの制度については期限が来たら廃止をすることが一番ふさわしいものであろうと考えております。

以上です。

○中里会長

今の点については、事務局の方でいいですか。では、住澤主税局審議官、どうぞ。

○住澤主税局審議官

先ほど田近委員、土居委員などからも御質問もございましたので、データは整理をして、次回以降で御説明をしたいと思います。

田近委員の御質問で、今、野坂委員からも御指摘がありましたが、25ページで課税件数割合が8.1%に上昇している割には、この負担割合の方が上がっていないというこ

と。こちらは土居委員からも御指摘がありました。評価の仕方というところもございまして、小規模宅地について相続税の基礎控除の引下げ等が行われるのと同時に、小規模宅地の特例という評価減の特例が拡充をされたりもしておりますので、そのようなところも影響していると思います。いずれにしても整理をして、御報告をさせていただきます。

○中里会長

それでは、そういうことでお願いをします。

林特別委員、お願いします。

○林特別委員

今までの委員がおっしゃったことと関連するのですが、やはり所得の再分配を考えるとということであるのなら、データを用いて実態が具体的にどのようなになっているかを確認する必要があると思います。例えば相続額と相続者の所得との関連や贈与額と被贈与者の所得との関連について、税務データを個票単位で使うことで政策上有用な分析が可能になるかだと思います。やはりこういった議論をする場合、実際どうなっているのかというのがはっきりわからないと何も議論できないような気がします。例えば低所得者が高額な相続を受ければ当然再分配上は望ましいということになるかもしれませんが、委員の方々がお話されているように、高所得者が高額な相続を受けても果たして再分配に寄与しているかは非常に疑問かなという気がします。この点はEBPMという話もありますので、データがあればデータをしっかり出していただきたいと思います。

それと、先ほど佐藤委員がおっしゃった「死に金」についてですが、老老相続で死に金になるのであれば、もう公的部門が課税することで公的な支出に使うというのも1つの手だと思います。そういった点で、何回もお話が出てきていますが、相続税の控除が引き下げられたと言っても、まだまだ私は高いと思っています。控除を下げると、限界税率は現行10%である必要はなく、5%に下げても構わないとは思いますが。もちろん、土地を相続する場合、登録免許税を取られることにはなるのですが。私、今年相続することになったのですが、制度として課税されることがない金額なので払っていない訳ですが、制度として払えといわれればしっかり払っても別に文句はないという感覚があります。やはり控除のところはもう一度下げる方向でお考えになられてもいいという気はします。

以上です。

○中里会長

記者の方もお聞きになってらっしゃいますし、ここは課税をお願いする、国民の皆様には負担をお願いする審議会ですから、表現については、人様の財産ですので、そこは、お気持ちは分かりますがよろしくお願ひいたします。

○中里会長

それでは、山田特別委員、お願いします。

○山田特別委員

二つ申し上げたいと思います。

一つは、相続時精算課税とその他の税金との整合性が図られていないのではないかと気になるところがあるものですから、検討していただきたい、ということです。登録免許税は、たしか相続より贈与の方が高いと思うのです。不動産取得税は贈与だとかかって、相続だとかからないのではなかったでしょうか。そのあたり、全てを含めての検討が漏れていると思うのですが、検討なさったのでしょうかという質問です。

二つ目は、相続税の課税最低限を下げる話が十分華やかに出てきているのですが、限界税率の低い課税スパンで納税義務者を増やしても徴税効率がさして高くないという課題もありますし、徴税する側の国税の人員は限られていますので徴税コストとの関係で単純に課税最低限を下げるのは如何なものか、と思う点です。即ち、税務調査効率でいうと資産が多い人のところでの否認が、もし同じ否認額だった場合は税収が上がるわけですね。課税最低限を下げることをだけを実行するとそちらの方が手薄になってしまう問題もあるのではないかと思いますから、総合的に考えないといけないと思います、という意見であります。

以上です。

○中里会長

今の御質問についてはいかがでしょうか。次の機会にですか。どうぞ。

○山下主税局税制第一課主税企画官

一点、登録免許税について御発言ございましたが、こちらは御指摘がありましたけれども、水準としては原則、相続と贈与を比較しますと、贈与の方が高い水準になっているのは事実です。ただ、これは考え方としましては、いわゆる登録免許、対抗要件の重さと考えたときに贈与の方が位置づけ、意味づけが重い関係性等も考慮して水準設定を行っているということです。

○田辺自治税務局固定資産税課長

不動産取得税は相続の場合は非課税となっています。

○中里会長

では、林特別委員、どうぞ。

○林特別委員

ちょうど山田特別委員の方から徴税コストの話も出ましたので、先ほどのトピックとして徴税も触れられましたので、ぜひ相続税に関しても徴税コストに関してのデータがあるのであれば御提供いただければと思います。よろしく願いいたします。

○中里会長

それでは、質問その他、御要望については、また事務局の方で引き続きよろしくお

願いたします。

田中特別委員、どうぞ。

○田中特別委員

相続時精算課税の話が出たのですが、私の周りで、主にこちらを使う人は事業用資産を持っている方です。事業用資産は、土地・建物、工場で使っている機械などもあります。一番多いのは取引相場のない株式です。昨年、おかげさまで事業承継税制を抜本拡充していただいたのでおおよそ問題は解決したのですが、実際は精算課税を併用しようと思うと現金がないとできないのです。使いにくいという方が多いのではないかなと私の周りでは感じます。

もう一つの問題は、過去にお金があって精算課税を活用したのだけれども、事業承継税制とつながらなくなってしまったという話もあるので、実際に相続時精算課税のあり方、何のためにどのようにうまく使えたらいいのかなというのはいずれ検証していただきたいと思います。

以上です。

○中里会長

実態がということですね。分かりました。

こちらの問題については、皆様、先ほどの活発な議論からお分かりになりますように、さらに十分な時間をかけることが必要だと思いますので、本日頂戴した御意見を踏まえながら、引き続きしっかりと検討していきたいと思います。

それでは、本日最後の議題となりますが、「国際課税」に入りたいと思います。

細田参事官、願いたします。

○細田主税局参事官

それでは、総18-4の資料に沿いまして御説明させていただきます。

まず4ページからです。BEPSプロジェクト、これまで何度か御説明させていただいておりますが、国際的な課税逃れに対して国際課税ルールを包括的に見直す、また、開発途上国を巻き込んだ形で、国際協調で取り組んでいく動きでした。2015年10月に最終報告書が公表され、現在、119カ国・地域が参加しています。

5ページですが、足元の状況、119カ国・地域が、年二回のペースで集まっています。BEPS合意の実施状況のモニタリングや、残された課題の議論、検討等、また開発途上国も含めて、いかにこのプロジェクトを進めていくか、国際機関などとも協力しながら検討を進めている状況です。

6ページ、現在のBEPSプロジェクト参加国の一覧です。

7ページでは、このBEPSプロジェクトの進捗状況をまとめています。15の行動計画がございますが、青枠で囲ってあるもの、これがこれまでの年度改正等において対応してきたものです。また、茶色で囲ってあるものが今後の課題です。行動4の利子控除制限、また行動8の移転価格税制と無形資産の関係につきましては、諸外国でも対

応が進んでいますので、日を改めてまた御議論いただければと考えています。

8 ページを見ていただきますと、国際的課税逃れ対策ということで、今、申し上げたBEPSプロジェクトに加えまして、税の透明性、具体的には税務当局間の情報交換が進んでおります。最近の動きにつきましては9 ページ以降で御紹介をさせていただきます。

9 ページ、BEPSプロジェクトを踏まえ、平成30年度税制改正におきましては、恒久的施設、企業が事業を行う一定の場所、例えば支店や代理人などがあれば日本に進出した外国企業に対して法人税が課税できる、このような要件について見直しを行い、恒久的施設の認定をあえて回避する行動に対処する改正を行っております。具体的には、支店PEにおける倉庫等の取扱いを見直す、また、代理人PEの定義を見直す、このような対応をしました。

また、10ページですが、BEPSを防止するための措置で、租税条約関連のものについて、一本一本、租税条約を改正していると各国大変なので、効率的にこれを見直すために多数国間の条約を一本作り、各国がそれに署名をする形にしました。これは日本でも今年の通常国会で承認されました。現在、82カ国・地域が署名をし、そのうち日本を含む15カ国・地域が批准しています。日本と相手国・地域が批准をして適用の準備ができたのは8カ国ですが、そのような国々から来年以降、順次適用が行われていく状況です。

12ページ、情報交換の関係です。金融口座情報の自動的交換、この枠組みがG20・OECDで議論され、共通報告基準が策定されました。そちらに基づき、現在、102カ国・地域がこの枠組みによる2018年までの自動的交換の開始にコミットしておりまして、2017年から2018年にかけて金融口座情報の自動的交換が始まっています。日本も今年の9月末までに交換を始めたところです。具体的には、非居住者の金融口座情報を税務当局間で交換し、その情報を使って分析、調査等に活用していくことを目的としたものです。

ただ、こちらの枠組みは、実際に各国が情報の収集、交換を行わないとうまく動きません。したがって、13ページにありますようにG20・OECDでは、こちらの枠組みがしっかりと行われているか基準を設けて審査をしています。今年の7月には基準が改定され、情報交換の約束だけではなくて実際に交換が行われているか、このような観点から基準を適用し、基準を守っていない国があれば、来年、日本がG20の議長国ですが、守っていない国の名前をOECDがG20に提出し、公表することで、実際に交換が進むような取組みも行っています。

14ページ、15ページ、こういった動きが国際的な会議でも支持されています。

そういった中で、残された課題として、御紹介させていただきたいのが17ページ、電子経済の課税上の課題への対応です。こちらはBEPSプロジェクトでも議論になっていましたが、いわゆる消費課税の世界においては、サービスの提供者からサービスの

利用者の所在地をベースとして課税をすることで対応する旨が各国で合意されたのですが、他方で、法人税や所得税といったところはBEPSプロジェクトの当時の議論では合意に至らず、2020年までに報告書をまとめようということになっていました。ただ、その後、取組みが不十分ではないかという各国の声もあり、またG20から早く中間報告書をまとめるようにという指示もあり、今年の3月に、OECDが中間報告書を取りまとめています。

また、それを受けて欧州もより具体的な提案を提出していますので、そちらの内容につきまして18ページ以降で御紹介します。

18ページはOECDの中間報告書の概要です。経済の電子化に伴う課税上の課題にどのように対応していくのか、各国でもまだ意見が分かれています。第1グループのように、いわゆる高度に電子化された企業特有の価値創造があるのではないかと。例えばユーザーが参加することによる価値創造があるのではないかと。こういったものがしっかり把握されていないので、そちらに対象を絞って見直しを行うべきではないかという一つのグループがございます。

これに対して、第2グループですが、経済の電子化というのは、より幅広い経済活動に影響を及ぼすものであるため、国際課税制度全般について見直しが必要ではないかといった意見もあります。

また、第3グループとして、既にBEPS等の対応が示されているので、そちらを行っていけば十分対応できるのではないかという意見もあります。しかし、そうした意見は少数で、この第1グループと第2グループの意見を中心に、具体的にどのようなことが考えられるのだろうという議論が行われています。

このような形で見解は分かれています。19ページのように、見直しを行わなければいけないことについては、各国、合意をしておき、具体的には、例えば非居住者が海外から国内に進出してきたときにどのようなつながりがあれば課税ができるのか、いわゆるNexusですとか、また、それに対してどのような所得が配分できるのかというProfit allocation、こういったものについて今後議論していくこととされています。また、その検討については、2020年までに国際的な合意に基づいた解決策を見つけることで合意をしています。そのような形で世界的なコンセンサスができるように、現在、OECDを中心に議論が進んでいます。来年は、日本がG20の議長国ですので、こういった合意の形成に貢献できるよう、議論に参画してまいりたいと思っています。

20ページですが、OECDでは、先ほどの長期的な解決策の検討は、時間がかかるであろうという中で、各国が独自の暫定的措置を入れようとする動きについても議論がありました。

各国、賛成、反対、様々な意見があってもまとまらなかったところですが、中間報告書では21ページのように、そのような措置を採るのであれば、最低限、各国が「考慮すべき事項」についても、まとめられています。例えば①にありますように、租税条

約やその他の国際的協定をしっかりと守るべきである、一時的な措置である、といったことをOECDの報告書では示しています。

それを踏まえて22ページ以降です。欧州においても欧州委員会、行政府サイドが具体的な提案を出しています。例えば提案1では、物理的な拠点がなくても一定の電子的な活動があれば課税権を認めてはどうかという提案や、提案2、23ページにありますように、長期的な解決策ができるまでの間、例えばオンライン広告事業の収入等について、内外無差別で一定規模の多国籍企業に対して課税する、といった提案が出ております。

まだこちらは欧州の国々の間で議論がなされており、結論がどのような形になるかわかりませんが、我々もこうした動きに注意しながら、今後、様々なことを検討していかなければいけないと考えているところです。

以上です。

○中里会長

細田参事官、時間が足りないのをお考えになって大急ぎで、しかし、分かりやすく御説明いただきまして、本当にありがとうございます。

委員の皆様時間に時間を節約しろとは申しませんので、御意見等ございましたらお願いします。

では、佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員

まず一点は質問なのですが、最初の方にあったこれからの取り組むべきところ、7ページです。これからおそらく、私が理解する限り、こちらで議論しなければいけないのは行動4、利子控除制限の問題、行動8-10、移転価格税制の問題で、これはどのような相場観で考えていいのか、方向感で考えていったらいいのですか。

例えば過少資本税制の拡充的なことを考えているのか、あるいは今回のランプ税制ではありませんが、もう少しさらに踏み込んで、一般論として支払利子が過大な企業に対する対応として理解するのか、これはどのような議論の延長という理解、あるいは何か新しいものが加わるのかということについて教えてもらえればと思うのと、移転価格税制も同じなのですが、こちらは具体的にどのような新規性あるいは方向感。かなりアドホックであっても今でもやっているわけで、どのような方向感を考えてらっしゃるのか。もっと抜本的な移転価格の評価の見直しとか、それまで視野に入れるのかとか、例えば超過利潤の概念を入れるのかとか、そのあたり、どのような考え方を前提にしていらっしゃるのかというのは質問です。

我々としてもどのようにしたらいいのかなというのは23ページ、最後の問題です。もちろん、全体として日本は国際協調が好きですから、OECDの行動基準に従って粛々と国際協調を強化していくのはファーストベストとしてあって良いと思うのですが、セカンドベストとして各国はもう既に独自の暫定措置という名のもとに独自の措置を

取り始めている。これは法人税というよりは限りなく売上税だと思うのです。対象を絞った売上税という感じだと思うのです。取引高税という言い方が正しいですか。

となってきたときに、こういったことも我々としても同じことを行えとは言いませんが、何らかの独自の措置を我々も考えなければいけないのかということ、私は必要だと思うのですが、この辺はどうなのでしょうという質問というかコメントです。

以上です。

○中里会長

今の点は今後の議論ですね。

細田参事官、どうぞ。

○細田主税局参事官

7 ページの点につきまして、行動4の利子控除制限ですが、現行制度の過大支払利子税制というBEPSプロジェクトの勧告に似た制度がございますので、そういったものをどのようにしていくのか。また、行動8につきましては、特に無形資産の取扱いです。なかなか評価が難しいので、そのような点につきまして課題があると思っており、また機会を改めまして御議論いただければと思っております。

○中里会長

今の佐藤委員のお考え、頭の中に入れましたので。

土居委員、どうぞ。

○土居委員

電子経済の課税上の課題への対応という話で、確かに国際協調がうまくできることに越したことはないわけですが、なかなかすぐにはできないということになって、暫定的措置という話が出てくるのだと思います。課税しないで済むならいいのだけれども、やはり内外無差別ではないといいたいまいしょうか、つまり、課税をしないと高度に電子化された企業が有利になってしまうということが起こるとすると、ある一定の暫定的措置を講じようという国が出てくる。

日本が率先してやるかどうかは別ですが、出てくる可能性があって、私はこのようなことが起こり得るのではないかと思っているのは、電子の話と関係ないですが、イギリスの銀行税です。バンクレビーが突如、キャメロン政権で課税され始めた。銀行セクターがイギリスで衰退して他国に移るとということがバンクレビーによって起こるのかと思ったらそんなことはなくて、むしろある一定の軽い税で、かつ払って残るという選択をするという程度に課税しているということをし出す国がこの文脈の中で出てくるということもある意味で想像しておかないといけないのではないか。対して、かつ日本はどのように対応するのかということ。そういうある種、カルテル破りのような形で出てくる課税に対してどのように対応するのかということにもある一定の神経をとがらせておかないといけないところがあるかなと思います。

以上です。

○中里会長

それでは、岡村委員、お願いします。

○岡村委員

先ほど佐藤委員からも御指摘がございましたが、7ページ、BEPSプロジェクト最終報告書への我が国の対応として、行動4の利子控除制限と行動8-10の移転価格税制と価値創造の一致、この二つについては、ある程度のペース感を持って対応していくことが大切ではないかと思えます。特に外国でも随分この議論が進んでおりまして、今後、我が国がきちんと対応しておかないと国際的に二重課税等が生じる可能性もございますので、対応を進めることが必要ではないかと感じます。

以上です。

○中里会長

分かりました。細田参事官からの御説明にもありましたし、また、佐藤委員と岡村委員からも御発言がありましたとおり、利子控除制限制度と移転価格税制については諸外国において対応が進んでいるということですので、また日を改めていろいろ御相談の上で御説明を受けたいと思えますので、その際はよろしく願いいたします。

他に何かございますか。よろしいですか。本日は納税実務、資産課税と国際課税について意見交換させていただいたわけです。

次回の第19回総会は法人課税と個人所得課税について議論を行うこととしたいと考えております。なお、個人所得課税に関しては、老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築に向けた検討に着手するに当たり、企業年金制度等の専門家でございます慶應義塾大学の森戸英幸教授、以前にもこちらにお招きしたことがあります。森戸教授をお招きし、お話を伺うことができると考えているわけです。

それでは、このあたりで本日の議事は終了したいと思います。会議の内容につきましては、この後、記者会見で御紹介したいと思います。

本日はお忙しい中、本当にありがとうございました。